

60環第223号
昭和60年8月27日
元環第591号
平成2年3月31日
一部改正
9廃第126号
平成9年6月20日
一部改正
10廃第517号
平成11年3月29日
一部改正
15廃第86号
平成15年4月1日
一部改正
16水生第85号
平成16年5月1日
一部改正
18生排第123号
平成18年4月1日
一部改正
18生排第216号
平成18年11月1日
一部改正
22生排第318号
平成23年3月28日
一部改正
23生排第320号
平成24年3月16日
一部改正
28生排第214号
平成28年4月1日
一部改正
28生排第357号
平成29年3月22日
一部改正
30生排第243号
平成30年12月12日
一部改正
元生排第475号
令和2年3月30日
一部改正

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の取扱いについて

浄化槽保守点検業者の登録制度については、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年長野県条例第29号。以下「条例」という。)、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号。以下「規則」という。)及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例取扱要領(昭和60年8月27日付け60環第222号通知。以下「要領」という。)に定めるものほか、この通知に定めるところに従って取り扱うこととしましたので御了知ください。

1 取扱いの基本的な考え方

浄化槽保守点検業者の登録制度は、業を営む者に登録を受けさせることによってその業務の実態を把握し、もって指導監督の強化を図り、また、有資格者の配置や施設及び器具の充足を義務づけることによって業者の資質を高めるとともに、業者の公共用水域の環境浄化に果たす責務の自覚を促し、適正な保守点検業務の執行を担保し、もって公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るものである。従って、登録を受けた業者に、**条例第12条の規定による研修会を受講する**、地域振興局が

行う講習会へ参加するなどして技量の向上に努めるとともに、浄化槽管理者に対して維持管理を啓発するよう指導するものとする。

また、登録を受けた業者がその能力を超えて過大な基数の受託をするなど、結果として保守点検の技術上の基準が守られないような事態が生じないよう指導するものとする。

2 登録申請審査の留意事項

(1) 現地確認等

ア 営業所の現地確認は、現地確認表(様式第1号)により行い、申請書に添付するものとする。ただし、管轄地域の外の営業所については、申請書の写しを送付し、当該営業所の所在地を管轄する地域振興局長に現地確認を依頼するものとする。この場合、現地確認を行った地域振興局長は、現地確認表を作成し、申請書の写しを送付した地域振興局長に送付するものとする。

イ 書類の整備状況等の確認は、審査整理表(様式第2号)により行うものとする。

ウ 地域振興局長が認めたときは、営業区域の市町村の長に当該浄化槽保守点検業の登録申請者の登録に関し意見を聞き、現地確認表の総括意見欄に記載するものとする。

(2) 添付書類

欠格事項非該当誓約書(要領様式第1号)

保守点検器具の整備状況表(要領様式第2号)

浄化槽管理士研修受講計画書(要領様式第3号)

管理士研修を受講したことを証する書類

連絡清掃業者一覧表(要領様式第4号)

営業所位置図(1万分の1の地図に営業所の位置をおとしたもの等、営業所の位置が明になるもの)

浄化槽管理士免状の写し

浄化槽管理士配置状況表(要領様式第6号)

個人の場合 住民票の抄本又はこれに代わる書類

法人の場合 登記簿謄本

人格のない社団又は財団の場合 規約又は寄附行為等

県内に営業所を設置しないで登録を受けようとする場合 県内営業所非設置理由書(要領様式第5号)

地域振興局が作成するもの 現地確認表(様式第1号)、審査整理表(様式第2号)

(3) 浄化槽管理士の配置数

条例第10条第2項に規定する「適正な浄化槽の保守点検を行うに足りる相当な数」とは、環境省関係浄化槽法施行規則に定める保守点検の技術上の基準に従って保守点検を行うのに足りる浄化槽管理士数のことであり、次式を満たしていることを標準とする。

なお、この式を超えて管理している場合には、聞き取り等により保守点検が可能なことを確認すること。

(管理基数/1人) × (浄化槽それぞれの年間最低保守点検回数) × (1時間:移動を含む想定平均保守点検時間) ≤
((365-120(土日)-10(夏冬休暇):年間保守点検日数) × 8時間) ≤ 1,880時間

(4) 営業区域の市町村

ア 営業区域の市町村は、要領第10条により現に業を営んでいる市町村又は業を営むことが確実である市町村とされているが、営業所の現地確認の際、保守点検の委託契約書、保守点検の委託申込書等で現に業を営んでいること等を確認するものとする。

イ 条例第4条第1項第4号の規定により、浄化槽管理士が担当する営業区域の市町村を定め、申請することとなっているが、「担当する」とは、浄化槽管理士が保守点検に責任を持つ、という意味である。従って、一市町村に一名の浄化槽管理士が配属されることを原則とするが、一市町村における受託基数が少ない場合は、一名の浄化槽管理士が複数の市町村を担当することができる。また、必要に応じて補助の浄化槽管理士を配属することができるが、この場合にも保

守点検に責任を持つ浄化槽管理士を定めておかなければならない。

(5) 登録の拒否

- ア 条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを確認するため県から送付される欠格事項該当者一覧表(様式第3号)と照合するものとする。
- イ 条例第10条第1項及び第3項については、現地確認により、第2項については、浄化槽管理士配置状況表により条件を満たしていることを確認するものとする。
- ウ 地域振興局長は、条例第6条第1項により登録を拒否する場合は事前に生活排水課長に協議するものとする。

(6) 営業所

- ア 条例第4条第1項第2号に規定する営業所とは、申請者が営業所として申請し、条例第10条第1項、第2項、第3項、第13条及び第14条に規定する営業所の要件を備えているものをいう。
- イ 営業所は、県内に設置されているもののみを記入するよう指導するものとする。

(7) 役員

- 条例第4条第1項第5号に規定する役員とは次の者をいう。
- ア 合名会社 社員全員(定款で、業務執行権のない旨定めてある者を除く。)
- イ 合資会社 無限責任社員全員(定款で、業務執行権のない旨定めてある者を除く。)
- ウ 有限会社 取締役(業務を執行する取締役に限る。)
- エ 株式会社 取締役(業務を執行する取締役に限る。)
- オ 人格のない社団又は財団 理事又は理事に相当する職にある者

(8) 営業所に備えるべき器具

営業所に備えるべき器具は、保守点検器具の整備状況表(要領様式第2号)に記載されているとおりであり、原則として浄化槽管理士の数に応じた数量が整備されていることとする。ただし、受託している浄化槽基数が登録簿に記載されている管理士数と比較して明らかに少ない場合には、業務の実態に応じて減少させることができる。また、すべての項目の器具を整備する必要はなく、同一の目的(例えばpH検査)に供される数種類の器具は、そのうちの一種類が整備されていればよい。

また、労働衛生安全法(昭和47年法律第57号)に規定する労働者の危険又は健康障害を防止するための措置講ずるために必要な衛生安全器具を備えるよう指導するものとする。

(9) 管理士研修

条例第12条の規定により、保守点検業者に登録する浄化槽管理士は、登録期間ごとに1回以上の管理士研修の受講が義務付けられるため、管理士研修を受講したことを証する書類で受講を確認するとともに、浄化槽管理士研修受講計画書(要領様式第3号)で、計画的に受講する意思があることを確認する。

長野県以外の都道府県が、浄化槽法第48条第1項に基づき設けた浄化槽保守点検業の登録制度の中で、同法第48条第2項第3号に基づき定めた浄化槽管理士に対する研修(以下、「県外研修」とする。)についても、条例第12条の規定による研修とみなす。県外研修を受講している場合には、受講証の写しなどで受講を確認するとともに、他都道府県の登録制度の中で、研修を指定していることを確認できる書類を提出させることとする。

(10) その他

- ア 規則第2条第2項第3号に規定する住民票の抄本に代わる書類とは、戸籍抄本等をいう。
- イ 一の浄化槽管理士が、複数の保守点検業者の浄化槽管理士となることはできない。
- ウ 保守点検業者は、受託している浄化槽の保守点検業務を、様式第6号に登録している浄化槽管理士以外の者に行わせてはならない。

3 営業区域の変更の届出に係る審査の留意事項について

(1) 審査

書類の整備状況等の確認は、届出審査表(様式第4号)により行うものとする。

(2) 添付書類

- 連絡清掃業者一覧表(要領様式第4号)
- 浄化槽管理士配置状況表(要領様式第6号)
- 地域振興局が作成するもの 届出審査表

(3) 新規受託の有無

指導監督の徹底を図るため営業区域の市町村は現に業を営んでいる市町村又は業を営むことが確実である市町村とされているため、営業区域の市町村の新設は新たに浄化槽の保守点検の受託があったときに限ることとされているので、浄化槽の保守点検の委託契約書等を点検し新規受託の有無を確認するものとする。

(4) 浄化槽管理士の配置数

条例第10条第2項の規定により浄化槽管理士の数は適正な保守点検を行うに足りる数とされており、これは環境省関係浄化槽法施行規則に定める保守点検の技術上の基準に従って保守点検を行い得る数の浄化槽管理士が配置されているという意味であるので、浄化槽管理士配置状況表(要領様式第7号)を提出させ、新たに営業区域の市町村が増えた場合にも前記申請の審査の留意事項の浄化槽管理士の配置の標準に従って適正な保守点検が行い得る浄化槽管理士の配置が行われていることを確認するものとする。

4 その他の変更の届出の審査の留意事項

(1) 営業所の変更

- ア 添付書類
 - 保守点検器具の整備状況表(要領様式第2号)
 - 浄化槽管理士配置状況表(要領様式第6号)
 - 地域振興局が作成するもの 現地確認表

イ 留意事項

登録申請時と同様に、保守点検器具の整備状況表(新たに設置される営業所が主たる営業所を管轄する地域振興局の管轄する地域の外にある場合は、当該営業所の所在地を管轄する地域振興局の長に届出書の写しを送付し、営業所の現地確認を依頼し現地確認表の送付を受ける。)及び浄化槽管理士配置状況表により、器具の整備状況等及び浄化槽管理士が適正に配置されていることを確認するものとする。

(2) 浄化槽管理士の変更

- ア 添付書類
 - 浄化槽管理士免状の写し
 - 浄化槽管理士研修受講計画書(要領様式第3号)
 - 浄化槽管理士配置状況表(要領様式第6号)

イ 留意事項

浄化槽管理士免状の写しにより新たに配置される者が浄化槽管理士の資格を持つ者であることを確認するものとする。また、浄化槽管理士の変更により個々の浄化槽管理士の受け持つ基數等が変更になる場合は、浄化槽管理士配置状況表により適正な保守点検を行うことができるよう配置されていることを確認するものとする。

新規に配属される浄化槽管理士については、受講の実績がなくとも登録が可能とする。ただし、更新の直前に管理士の登録を抹消し、更新登録後に再度登録する等の手段で研修の受講を不当に逃れることの無いよう、前回の登録期間中に登録簿に記載のあった管理士を再度登録する場合には、直近5年間での管理士研修の受講を証する書類の添付を求めるとしている。

(3) 役員の変更

ア 添付書類

- 欠格事項非該当誓約書(要領様式第1号)

法人にあっては、登記簿謄本

人格のない社団又は財団にあっては、規約又は寄附行為等に定められた役員変更の手続の議事録の抄本

イ 留意事項

欠格事項非該当誓約書により条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを確認する。また、法人にあっては登記簿謄本、人格のない社団又は財団にあっては規約又は寄附行為等に定められた役員変更の手続の議事録等により、役員の変更が現実に発生していること及び変更内容が正しく届けられていることを確認するものとする。

(4) 氏名、名称の変更

ア 添付書類

個人にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書類

法人にあっては、登記簿謄本

人格のない社団又は財団にあっては、規約又は寄附行為等

イ 留意事項

前記の添付書類により、変更が現実に行われていること及び変更の内容が正しく届け出されていることを確認するものとする。

(5) 住所の変更

ア 添付書類

個人にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書類

法人にあっては、登記簿謄本

人格のない社団又は財団にあっては、規約又は寄附行為等

イ 留意事項

前記の添付書類により、住所の変更が正しく届け出されていることを確認するものとする。

5 廃業等の審査の留意事項

(1) 添付書類

条例第8条第1号(死亡)の場合 住民票の抄本又はこれに代わる書類

条例第8条第2号(合併等により消滅)、第3号(破産)、第4号(解散)の場合 法人にあっては、登記簿謄本、人格のない社団又は財団にあっては、規約又は寄附行為等で定められた解散等の手続の議事録の抄本

条例第8条第5号(廃業)の場合 法人にあっては、登記簿謄本、人格のない社団又は財団にあっては、規約又は寄附行為等で定められた廃業の手続の議事録の抄本

(2) 留意事項

前号の添付書類により、廃業等の事実が確実に発生していることを確認するものとする。また、同時に、届出人が登記簿謄本に記載された役員であるかを確認する等して当該届出人たる資格を有する者であるかを確認するものとする。

6 登録の実施等

(1) 登録番号

ア 登録番号は次のとおりとする。

長野県知事登録 ① 第 ② ③ ④ 号

① 今回の登録の年度 (元、2、3、4、… …)

② 地域振興局番号 佐久…01、上田…03、諏訪…04、上伊那…06、南信州…07、木曽…08、松本…09、北アルプス…11、長野…16、北信…17

③ 初回登録年度(西暦の下2桁) (89、90、91、92、……)

④ 初回登録の年度ごとの通し番号 (01、02、03、04、……)

イ 登録番号を付した場合、その登録の有効期間中は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局(以下「管轄地域振興局」という。)が変更になった場合でも、登

録番号の変更は行わない。

ウ 管轄地域振興局が変更になって最初の登録の更新の場合、登録番号は次のとおりとする。

長野県知事登録 ① 第 ② ③ ④ 号

- ① 今回の登録の年度
- ② 新たな管轄地域振興局の地域振興局番号
- ③ 初回登録年度(西暦の下2桁)
- ④ 初回登録年度の新たな管轄地域振興局における通し番号

エ 条例第9条第1項の規定により登録が抹消になった場合には、その登録番号を再度用いることなく、欠番として扱うこと。

(2) 登録簿

登録簿は、登録の日から10年間保存するものとする。

7 净化槽保守点検業者登録一覧表

主たる営業所の所在地が管内である場合、又は、営業区域として管内の市町村が登録された場合、その净化槽保守点検業者を净化槽保守点検業者登録一覧表(様式第5号)に記載するものとし、当該保守点検業者から条例第7条第1項、第2項の変更の届出があった場合には記載事項を変更するものとする。

8 登録の取消し等

净化槽保守点検業者が条例第 15 条第1項第1号から第6号までに該当すると認め、その登録の取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じようとする場合は、事前に生活排水課長に協議するものとする。

9 申請者に対する通知等

(1) 条例第5条第2項の規定による申請者に対する通知は、様式第6号によるものとする。

なお、申請者から登録証明の請求があった場合には、様式第 17 号を発行する。

(2) 条例第6条第2項の規定による申請者に対する登録拒否の通知は、様式第7号によるものとする。

(3) 条例第7条第1項の変更の届出を受理した場合の同条第3項の規定による届出人に対する通知は、様式第8号によるものとする。

(4) 条例第7条第2項の変更の届出を受理した場合の同条第3項の規定による届出人に対する通知は、様式第9号によるものとする。

(5) 条例第8条の廃業等の届出を受理した場合の届出人に対する通知は、様式第 10 号によるものとする。

(6) 条例第9条第2項の規定による届出人に対する通知は、様式第 11 号によるものとする。

(7) 条例第 15 条第1項の規定により、登録の取消しを受けた者に対する通知は、様式第 12 号によるものとする。

(8) 条例第 15 条第1項の規定により、事業の停止の命令を受けた者に対する通知は、様式第 13 号によるものとする。

(9) 条例第5条第2項、第7条第3項、第9条第2項及び第 15 条第3項の規定による市町村の長に対する通知は、様式第 14 号によるものとする。

(10) 様式第6号、第7号、第8号、第9号、第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号の知事印押印済通知用紙及び第 17 号の登録証明書は長野県公印規程(昭和 31 年訓令第 29 号)第 11 条の規定により、保管者を定め、また、帳簿による受払いを行う等厳重な保管を行うこと。

10 登録等の報告

登録を実施した場合等には、その旨を、生活排水課長及び営業区域の市町村を管轄する地域振興局長(営業区域の変更の届出の受理の場合は、生活排水課長及び新たに営業区域となる市町村

を管轄する地域振興局長)に、次の書類の電子データを添付した電子メールにより報告するものとする。

- 登録の実施 …… 登録簿の写し
- 登録の拒否 …… 様式第7号による通知の写し
- 営業区域の変更の届出の受理 …… 登録簿の写し
- その他の変更の届出の受理 …… 登録簿の写し
- 登録の抹消 …… 様式第11号による通知の写し
- 登録の取消し …… 様式第12号による通知の写し
- 事業の停止命令 …… 様式第13号による通知の写し

また、営業区域の市町村を管内に有する地域振興局長には、併せて様式第14号による市町村の長への通知を依頼するものとする。

11 標識

標識は堅牢なものとするよう指導すること。

12 書類の提出等

- (1) 規則第12条の規定により、管轄地域振興局長に正副2部の書類が提出されるが、地域振興局長は書類の不備がないか確認のうえ、副本を申請者に返し、その登録の有効期間中保管させるとともに、正本は地域振興局において整理のうえ、受け付けた日から5年間保存するものとする。
- (2) 登録業者が主たる営業所等の移転等により、管轄地域振興局が変更になった場合は、関係地域振興局間において十分連絡を行うとともに、旧管轄地域振興局は新管轄地域振興局へ必要な書類を送付すること。

13 立入検査実施上の留意事項

規則第12条の規定により、申請書の提出を受け付けた地域振興局長は、当該浄化槽保守点検業者の営業につき、その登録の有効期間の間に少なくとも一度は各営業所について様式第15号により報告を求め、必要に応じ立入検査を行うものとする。なお、営業所が管轄地域の外にあるときは、当該営業所の所在地を管轄する地域振興局長と協議し、立入検査を行うものとする。また、立入検査は、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 営業所の実在

登録簿に記載された営業所が登録簿に記載された位置にあり、現実にそこを拠点として保守点検を行っていること。

(2) 浄化槽管理士の配置

ア 登録簿に記載された浄化槽管理士が現実に配置されていること。

イ 浄化槽管理士ごとに担任している営業区域の市町村は、登録簿に記載されたとおりであること。

ウ 浄化槽管理士ごとに受持つ浄化槽の基数が保守点検の技術上の基準に従って行いうるものであること。

エ **登録簿に記載された浄化槽管理士が、計画的に研修を受講していること。**

(3) 保守点検器具の整備状況

保守点検器具の整備状況表に記載されている器具が用意されており、かつ使用に耐えるものであること。

(4) 帳簿の整理

ア 要領第16条に規定する帳簿が備付けられていること。

イ 保守点検のつど確実に帳簿が記入されていること。

ウ 帳簿に記入されている受託浄化槽の設置場所が営業区域の市町村として登録されている市町村だけであること。

エ 帳簿に記載されている保守点検の実施者が、当該営業所に配置されているものとして登記簿

に記載された浄化槽管理士に限られていること。

オ 帳簿に記載された浄化槽の保守点検受託基数が、登録申請時の受託予定基数にほぼ一致すること。

(5) 標識の掲示

規則第9条に規定する標識が見易い場所に掲示してあること。

(6) 改善を要する事項の指示

立入検査の結果、改善を要すると認めた場合は、様式第16号により保守点検業者に指示するものとする。

14 収入証紙の報告について

条例第17条の規定による手数料は、長野県収入証紙規則(昭和39年規則第62号)第5条第2項により、証紙による収入の収納状況を生活排水課長に報告するものとする。

15 罰則等

知事は、条例第15条の規定により登録を取り消された者及び条例第19条及び第20条の規定により罰金以上の刑に処せられた者について、欠格事項該当者一覧表(様式第3号)に記録し、その都度地域振興局長に通知するものとする。

(様式第1号～第16号 略)

(様式第1号)

現地確認表

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例取扱通知第2の規定により下記のとおり現地確認しました。

記

申請者の氏名又は名称				
営業所	名称			
	所在地			
項目	現地確認の結果	備考		
申請書に記載された器具が整備されているか	適・否			
管理者と連絡をとるための電話等があるか	適・否			
営業所としての機能が果たせる職員の配置があるか	適・否			
帳簿を記載し保存する場所として適当であるか	適・否			
営業所として適当な建物、施設、設備であるか	適・否			
既に他の保守点検業者又は申請者の営業所として登録又は申請されていないか	適・否			
受託実績基数が実績と一致するか	適・否			
総括意見	適・否			
現地確認日	年月日	現地確認担当者	業者立会人	

審査整理表

審査対象保守点検業者					
項目	良・否	備考	項目	良・否	備考
収入証紙の貼付はあるか			一覧表に記載された清掃業者は、全て実在するか		
申請書等の記名捺印はすべて行われているか			架空名義による登録申請ではないか		
法人の場合、社印、代表印の押印はあるか			既に同一名義で登録を受けていないか		
記入すべき欄はすべて記入にされているか			過去に指導の対象として不適合と認められる行為がないか		
記入を要しない欄は空欄になっているか			営業所の位置図が添付されているか		
氏名、名称にフリガナを付してあるか			地域振興局長が必要と認めたとき、保守点検の委託契約書の提示があるか		
電話番号がもれなく記入されているか			欠格事項非該当誓約書が添付されているか		
申請書を提出する地域振興局は適正か			連絡清掃業者一覧表が添付されているか		
県内に営業所は設置されているか			保守点検器具の整備状況表が添付されているか		
営業所ごとに浄化槽管理士が配置されているか			浄化槽管理士配置状況表が添付されているか		
営業所ごとに配置される浄化槽管理士の数は適正か			浄化槽管理士配置状況表付表が全管理士分添付されているか		
浄化槽管理士ごとに受け持つ浄化槽の数は適正か			浄化槽管理士免状の写しが全部添付されているか		
同一市町村に複数の浄化槽管理士が配置されているとき、担任の定めがあるか			個人の場合、住民票等が添付されているか		
浄化槽の管理士の数からみて、器具の数は適当か			法人の場合、登記簿謄本が添付されているか		
最遠地の受託浄化槽までの所要時間は適正か			人格のない社団又は財団の場合、規約又は寄附行為等が添付されているか		
浄化槽管理士は、業者に専属であるか			人格のない社団又は財団の場合、役員選任の議事録が添付されているか		
営業区域の市町村は適正に申請されているか			現地確認表が全営業所分そろっているか		
欠格事項に該当していないか			浄化槽管理士研修受講計画書は提出されているか		
市町村ごとに連絡をとる清掃業者がいるか					

(様式第3号)

欠格事項該当者一覧表

番号	処罰された者			処罰の日	処罰の内容	処罰の理由
	住所	氏名又は 名 称	役員は又は法定 代理人の氏名			

届出審査表

審査対象保守点検業者	項目	良・否	備考
記名捺印はすべて行われているか			
法人の場合、社印、代表者印の押印はあるか			
記入すべき欄はすべて記入されているか			
氏名、名称にフリガナが付されているか			
浄化槽管理士ごとに受け持つ浄化槽の数は適当か			
新たな営業区域の市町村に複数の浄化槽管理士が配置される場合、担任の定めはあるか			
最遠地の受託浄化槽までの所要時間は適正か			
一覧表に記載された清掃業者はすべて実在するか			
新たな営業区域の市町村において、保守点検を受託することが確実であることを証する書類は添付されているか			
連絡清掃業者一覧表は添付されているか			
浄化槽管理士配置状況表は添付されているか			
浄化槽管理士配置状況表付表が当該営業所の全管理士分添付されているか			
新たに浄化槽管理士を配置する場合、浄化槽管理士免状の写しが添付されているか			
新たに営業所を設置する場合、保守点検器具の整備状況表が添付されているか			
新たに営業所を設置する場合、必要な現地確認表は、すべてそろっているか			
浄化槽管理士研修受講計画書どおりに受講されているか			

浄化槽保守点検業者登録通知書

第 号

年 月 日

申 請 者 様

長野県知事 氏 名

年 月 日付で申請のありました登録申請について、別紙登録簿（写）
のとおり登録しました。

浄化槽保守点検業営業区域変更届受理書

第 号

年 月 日

届出人 様

長野県知事 氏名

年 月 日付で届け出のあった浄化槽保守点検業営業区域変更届を受理しました。

浄化槽保守点検業変更届受理書

第 号

年 月 日

届出人様

長野県知事 氏名

年 月 日付で届け出のあった浄化槽保守点検業変更届を受理しました。

浄化槽保守点検業廃業等届受理書

第 号

年 月 日

届 出 人 様

長野県知事 氏 名

年 月 日付で届け出のあった浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

第 8 条の規定による届出を受理しました。

浄化槽保守点検業登録抹消通知書

第 号

年 月 日

届 出 人 様

長野県知事 氏 名

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり登録を抹消しました。

記

1. 登録を抹消した業者

- ・ 氏名又は名称
- ・ 住所
- ・ 登録の日又は登録番号

2. 登録を抹消した理由

3. 登録を抹消した日

浄化槽保守点検業関係通知書

第 号

年 月 日

市 町 村 長 様

長野県 地域振興局長

このことについて、別紙（写）のとおり登録しました。

受理しました。

処分しました。

登録が抹消しました。

浄化槽保守点検業実施状況報告書

年　月　日

長野県 地域振興局長 様

住 所

氏 名 印

法人又は人格のない社団若しくは財団にあっては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は
管理人の氏名

このことについて、下記のとおり報告します。

記

営業所の名称				
	氏 名	担当している 市町村の名称	型式ごとの受け持ち基数	
			型 式 等	受け持ち基数
淨 化 槽 管 理 士				
合計				

(様式第 16 号)

長野県達 第 号

住 所

氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和 60 年長野県条例第 29 号）第 14 条の
第 条第 項の規定に基づき下記事項の改善を命じます。

年 月 日

長野県知事（地域振興局長） 氏 名

記